

令和元年度科研費事業説明会での主な質問への回答について

- Q1. 「若手研究（2回目）」の応募要件を満たす者は、「基盤研究（S）、（A）、（B）」全てに重複応募可能なのでしょうか。
- Q2. 研究計画調書について、「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に研究業績（論文、著書、産業財産権、招待講演等）を記載することは可能なのでしょうか。
- Q3. 公募要領の主な変更点として「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「研究不正行為チェックリスト」の提出締切りの変更とありますが、具体的にはどういうことでしょうか。
- Q4. 科研費と researchmap を連携させたことで審査に影響はあるのでしょうか。
- Q5. 説明会の資料 3 に掲載されている不正使用の具体事例には、それぞれの事例について不正要因が示されています。今回紹介のあった事例を防ぐため、機関では同様の対応を取る必要があるのでしょうか。

令和元年度科研費事業説明会での主な質問への回答について

今年度から、従来9月に科研費の公募要領等説明会として実施していたものを、科研費事業説明会として実施し、科研費についてのご質問には、より丁寧に対応できるよう、最後に個別の質問にお答えする機会を設けました。

科研費については、従来からFAQを公開しておりますが、今回の説明会において寄せられた質問等のうち、全ての機関に早期に周知しておくことが適切と考えられるものについてまとめましたので、関係者への周知等をお願いいたします。

Q1. 「若手研究（2回目）」の応募要件を満たす者は、「基盤研究（S）、（A）、（B）」全てに重複応募可能なのでしょうか。

A1. 「若手研究（2回目）」を応募する方が、併せて「基盤研究（S）」又は「基盤研究（A）」又は「基盤研究（B）」への重複応募を可能にしているものであり、「基盤研究（S）、（A）、（B）」全てに重複応募することが認められるものではありません。

今回の「若手研究」における重複応募制限の緩和は、「若手研究（2回目）・新規」と「基盤研究（S）、（A）、（B）」との間における重複応募制限の緩和措置であり、基盤研究各種目間の重複制限については従来どおりです。（重複制限については、公募要領28頁の重複制限一覧表を御確認ください。）

なお、重複応募が可能な場合であっても、研究計画調書の内容は、研究種目の趣旨や、研究費の規模に応じた記載が求められるため、同じ記載内容で重複して応募することがないように留意してください。

Q2. 研究計画調書について、「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に研究業績（論文、著書、産業財産権、招待講演等）を記載することは可能なのでしょうか。

A2. 「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄の記載に当たり、応募者（研究代表者、研究分担者）が提案する研究計画の実行可能性を示すために必要な情報として、研究業績（論文、著書、産業財産権、招待講演等）を記載することは可能です。研究業績（論文、著書、産業財産権、招待講演等）の記述に当たっては、当該研究業績を同定するのに十分な情報を記載してください（例えば、学術論文であれば、論文名、著者名、掲載誌名、巻号や頁等）。

なお、記載に当たっては、公募要領「別冊」の記入要領や研究計画調書の留意事項を十分参照してください。

Q3. 公募要領の主な変更点として「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出締切りの変更とありますが、具体的にはどういうことでしょうか。

A3. これまで科研費においては、公募期間中に「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「取組状況に係るチェックリスト」の提出期限を定め、当該提出期限までに両チェックリストが提出されていない場合は、その研究機関からの応募を認めない取扱いとしていました。

今年度の公募から、両チェックリストをそれぞれ所管している文部科学省の担当課室が示す提出締切りに合わせています。当該提出締切りまでに両チェックリストの提出がない場合は交付決定を行いませんので、科研費に応募する研究機関については、必ず両チェックリストをそれぞれの提出期限までに提出してください。

【提出期限】

- 「取組状況に係るチェックリスト」 : 令和元（2019）年 9 月 30 日（月）
- 「体制整備等自己評価チェックリスト」 : 令和元（2019）年 12 月 2 日（月）

Q4. 科研費と researchmap を連携させたことで審査に影響はあるのでしょうか。

A4. 科研費の審査はあくまでも研究計画調書に基づき実施するものであり、researchmap は必要に応じて審査委員が参照することができる取扱いとしています。そのため、researchmap の登録、更新状況自体が直接的に応募研究課題の採否に影響することはありません。

科研費と researchmap の連携については、平成 29 年 4 月 20 日の「競争的資金における使用ルール等の統一について」（平成 27 年 3 月 31 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改正において、「8 電子申請等の促進」の項目中で、以下の内容が示されたことによります。

- ・ 科研費を含む公募の際に研究業績の提出を求める事業においては、研究者等に researchmap への登録及び入力等の利用を促すこと
- ・ 研究業績として researchmap の登録情報の活用を促すこと
- ・ researchmap の更なる活用の方途について検討を進めること

このような状況を踏まえ、科研費においても researchmap との連携を行うこととしたところです。researchmap への登録及び入力等についても可能な限り対応いただくよう御留意ください（令和 2（2020）年度公募要領 P43 参照）。

Q5. 説明会の資料3に掲載されている不正使用の具体事例には、それぞれの事例について不正要因が示されています。今回紹介のあった事例を防ぐため、機関では同様の対応を取る必要があるのでしょうか。

A5. 不正使用の防止については、これまでも様々な取組を行ってきておりますが、不正使用がなくなるには至っておらず、今でも不正使用が生じております。

今回の説明会において、不正使用の具体事例をお示したのは、様々な不正使用防止の取組を行ってきている中で、現在、どのような事例があるのかを身近に知っていただき、不正使用の防止に役立てていただくためです。

各具体事例には、不正の手法と不正の発生要因を示していますが、これは、各機関がまとめた報告書から抜粋したものです。各機関において不正使用を防止するための取組は一律である必要はありませんので、今回紹介した事例は参考としていただき、各機関の事情に応じて会計規則等を定め適切に対応していただくことが重要です。

例えば、具体事例②は、当該機関の使用ルールにおいて航空機利用の際、従前は半券の徴取不要とする扱いから、半券を徴取し確認するように取扱いを変更したにもかかわらず、旅費担当職員において変更されたことを十分に認識せずに従前と同様の対応をしている間に生じた事例です。本事例は、機関として管理体制に不備があったとの判断がなされた事例を掲載したものです。

旅費の手続きにおいて何を徴取するかは、例えば、「概算払い」か「精算払い」か、「実費支給」か「定額支給」かなど、機関の旅費支給形態により徴取が必要となるものは異なるため、機関の会計規則等に基づき適切に対応してください。

なお、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について」（平成29年3月24日事務連絡）なども参照してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/__icsFiles/afieldfile/2017/04/19/1222251_02.pdf